

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月22日

佐賀県人事委員会委員長 中 野 哲 太 郎

佐賀県人事委員会規則第10号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和39年佐賀県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

| 改正前   | 改正後  |
|---|--|
| <p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</p> <p>2 略</p> | <p>第4条の4 県職員給与条例第17条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、本庁の部長、局長、理事、情報統括監、医療統括監及び会計管理者、議会事務局長、監査委員事務局長、人事委員会事務局長、教育庁の理事、本庁の副部長、副局長、政策総括監、調整監、さがデザイン総括監、<u>スポーツ総括監</u>、企業立地総括監及び出納局長、首都圏事務所長、議会事務局副事務局長、労働委員会事務局長、教育庁の副教育長及び教育庁危機管理・広報総括監並びに警察本部の部長、首席参事官、参事官（行政職給料表の適用を受ける職員に限る。）及び警察学校長の職にある職員（休職にされている職員のうち県職員給与条例第16条の5第1項に該当する職員以外の職員、外国派遣職員及び公益的法人等派遣職員を除く。）とする。</p> <p>2 略</p> |

附 則

この規則は、令和元年11月25日から施行する。